

FAI スポーティング・ライセンス 規程

1. 目的

この規程は Fédération Aéronautique Internationale (国際航空連盟、以下「FAI」という) スポーツ規程総則編 (以下「スポーツ規程」という) 第3章 FAI スポーティング・ライセンス (以下「ライセンス」という) の条項に基づきライセンスの交付に関する事項およびライセンスの取り扱いについて定め、当ライセンスの有効性、公平性を維持することを以て我が国の航空スポーツ振興を図ることを目的とする。

なお、本規程に定めが無い、あるいは FAI スポーツ規程と差異がある場合は、FAI スポーツ規程を優先する。

2. ライセンス

2-1 定義

ライセンスとは、一般財団法人 日本航空協会 (以下「航空協会」という) 会長が、FAI スポーティングパワーに基づき、わが国において国内および国際競技会に出場し競技する者や記録挑戦する者の適合性を証明し、これらの活動を許可するため個人に対して交付するライセンスをいう。

2-2 有効性

- A. ライセンスは FAI に加盟している総ての国で有効である。
- B. ライセンスは第 1 号様式の各項目を満たし、航空協会会長印および所有者の署名等がなされていないなければならない。
- C. 航空スポーツ統括団体 (以下「統括団体」という) がある種目のライセンスは、統括団体会員である、もしくは統括団体より推薦を受けている期間をその有効期間とする。但し、3条1項 D の例外事項適用者は除く。

2-3 有効期限

交付日より 1 年、2 年または 5 年間とする。但し、国内に統括団体が存在しない種目ならびに日本国籍を有しない者は、原則 1 年とする。

2-4 交付要件

航空協会会長は、申請者のライセンス交付申請が本規程に適合していると認めた場合は FAI 航空スポーツ諸活動参加に資することの証としてライセンス(添付：第 1 号様式)を交付する。

なお、航空協会は同一人に複数種目のライセンスを交付することができる。

2-5 ライセンスの様式

ライセンスは、FAI ロゴ、航空協会ロゴ、航空協会会長印、ライセンス番号など所定事項が表示され

所有者の署名が記入できる形態とする。

2-6 返納・返還

- A. 日本国以外の国に居住し、新たに当該国の National Airports Control (以下「NAC」という) からライセンスを取得しようとする者、および本規程第5条にあるライセンスの一時停止者、取消し者は全ての種目の有効なライセンスを速やかに自費で返納しなければならない。
- B. 一時停止期間を満了した者が、ライセンス返還を返送料金を添えて文書で請求した場合、航空協会は当該ライセンスを返送する。

3. 申請手続

3-1 申請資格

FAI や航空協会ホームページなどを通じて最新版の FAI スポーツ規程 (総則・各種目細則) を確実に理解することを前提に、以下の A または B に該当し、かつ C または D の要件を満たす身分である者に申請資格がある。

- A. 日本国籍を有する者で、日本国以外の NAC が交付したいかなる有効ライセンスも所有していない者。
- B. 日本国籍を有していない者で、ライセンス交付申請時に日本国に年間 (1月1日~12月31日) 185日以上居住し、かつ日本国以外の NAC が交付した全種目の有効ライセンスも所有していない者。なお、この条件を満たした者であっても FAI カテゴリー1 競技会に参加するためには3年以上日本に居住し、その間に他国を代表して全ての FAI エアスポーツ活動を行っていない必要があり、これを満たさない者のライセンスは FAI カテゴリー2 競技会でのみ代表権を行使できる。
- C. 航空協会が認定した統括団体がある種目については、統括団体会員であること。または統括団体が会員同等であると推薦した者。なお国内に統括団体が存在しない種目については航空協会会長が「ライセンスを必要とする事由」が正当であると判断した者。
- D. 上記 A~C 項の規程にかかわらず、航空協会会長が必要と認めた者。

3-2 新規申請

申請を希望する者は以下の添付書類とともに「FAI SPORTING LICENCE 交付申請書」(添付: 第2号様式) の所定事項を記入し航空協会へ申請する。

なお、申請にあたっては旧姓使用も可とし、FAI スポーツ規程 (総則・各種目細則) に定められた種目 (クラスレター) 毎に申請を行う。

【添付書類】

- (1) 申請者本人の写真 (3×2.4 cm) 1枚を申請書に貼付し1枚を同封する (計2枚)。* 申請日から6ヶ月以内に撮影したもの。
- (2) 日本国籍を有する者は、住民票 (申請者本人に係る部分のみ) を添付する。* 本籍表記があり、申請日から3か月以内に取得したもの。
- (3) 日本国籍を有していない者は、日本に居住している期間を証明するもの (在留カードもしくはは

特別永住者証明書のコピー、または住民票)を添付する。

*住民票の場合は申請日から3か月以内に交付されたもの。

(4) 国内に統括団体がある種目は、統括団体会員証のコピーを貼付する。

(5) 国内に統括団体がない種目は、ライセンス交付が必要である理由を推薦書欄に明記する。

3-3 更新申請

- A. 更新申請者は改めて「FAI SPORTING LICENCE 交付申請書」を用いて以下の手順にて申請する。航空協会は申請受理後に所定の手続きを経て現有ライセンスと同一の管理番号で更新交付する(期限切れを含む)。
- B. 日本国交付の有効な自動車運転免許証、運転経歴証明書のコピーを申請書裏面に貼付し裏面の「原本に相違ない」旨の署名欄に、日付および署名を行う。
- C. 上記B項の本人確認書類をいずれも保持していない場合は本規程3条2項新規申請と同様の添付書類を提出することを以て更新申請を受付ける。

3-4 再交付申請

有効期間中に紛失、または表記事項を変更するなどの理由で再交付申請を希望する者の請手続きは、本規程3条3項の更新申請と同じとするが、交付後のライセンス有効期間はオリジナルライセンスの有効期間が適用される。

3-5 年度交付申請料

- A. ライセンスの交付申請料(税込)は、1件につき以下のとおりとする。

有効期間 1年 2,970円

〃 2年 4,620円

〃 5年 8,030円

- B. ライセンスの再交付申請料(税込)は1件につき2,310円とする。

3-6 返金

- A. ライセンス交付前に申請取消しがあった場合、または、航空協会が交付不適合と判断した場合は送金手数料を差引いて返金する。
- B. ライセンス交付後は理由に関わらず申請料を返金しない。

4. 取得者義務

4-1 スポーツ規程遵守の誓約

ライセンス受領後は、FAIスポーツ規程(総則・各種目細則)を熟知かつ理解し、これを遵守することを誓約するために、ライセンスの所持者欄に自署しなければならない。

4-2 ライセンスの所持

以下の項目のいずれかに該当する者は、常にその目的を遂行する場において有効なライセンスを所

持しなければならず、FAI スポーティング権限の管理者など（競技会役員、公式立会人、技能証(章)制度の試験員など）より提示を求められた場合は、それに従わなければならない。

- A. FAI カテゴリー1、カテゴリー2 競技会などのスポーツ規程にライセンスの所持を定めている競技に参加しようとする者。
- B. 日本記録、世界記録に挑戦する者。
- C. 航空協会などがライセンス所持を参加資格として定める競技会などに参加しようとする者。
- D. 航空協会などがライセンス所持を条件として権限を委譲する FAI スポーツ権限を行使する者（公式立会人、試験員、競技会審判員など）。

5. 罰則処理

5-1 ライセンスの一時停止、取り消し

当該違反者の所属する統括団体などからの申し出を含み FAI スポーツ規程（総則・各種目細則）に違反する行為、反スポーツ行為、または不正手段によるライセンスの取得などの違反行為が認められた場合、航空協会会長は最長2年を限度にライセンスの一時停止、または取消し処分をすることができる。

5-2 手続き

- A. 当協会が事務手続き上、或いは統括団体や関係者ステークホルダーなどからの申し出などにより直接その違反行為を確認した場合は、当該違反者の所属する統括団体との相互の情報共有、並びに背景確認を目的としたヒアリングなどを経て FAI の日本国代表機関として処分を決定し、所属する統括団体、ならびに本人に通知し7日以内に FAI に報告を行う。
- B. FAI スポーツ競技会にて何らかの違反行為のためライセンスを没収された場合は、当該競技会の競技委員長より状況概要書と併せて交付元 NAC である当協会宛てに当該ライセンス送付が行われる。航空協会はこの状況を認識後すみやかに当該違反者の所属する統括団体に対する情報共有、並びに背景確認を目的としたヒアリングなどを経て FAI の日本国代表機関として処分を決定し、所属する統括団体、ならびに本人に通知し7日以内に FAI に報告を行う。
- C. 上記Aにおいていずれの場合も国内に統括団体がある種目については、ライセンス処分決定に先立ち所属する統括団体が会員資格、または推薦資格を停止、または取り消しをした時点にてその効力を失う。
- D. 複数種目のライセンスを所持する者が、いずれかの種目のライセンスが一時停止、または取り消された場合、同人が所有する全てのライセンスが取り消される。
- E. ライセンスの一時停止、または取り消し期間中は、国内外の競技会への参加、記録挑戦、バッジフライトなど全ての FAI エアスポーツ活動を行うことが出来ない。ライセンスの効力が消滅、停止、または取り消された場合、FAI ならびに航空協会がライセンス携帯を前提に認定（承認）している諸資格ならびに諸行為の効力も消滅する。
- F. 所持するライセンスの有効期間内に一時停止処分が終了し、再度当該統括団体会員登録、または推薦の再取得を行った場合は当該ライセンスの効力はその時点で自動的に復活する。なお、

この場合ライセンスの効力が消滅あるいは一時停止した期間があっても、交付時に定めた当該ライセンスの有効期限への考慮は無く、その有効期限は変わらない。

G. 取消し処分後の申請は、本規程3条2項の新規申請として扱われる。

5-3 交付制限

本規程、FAI スポーツ規程（総則・各種目細則）の定め違反していることが認められる場合、およびライセンスの一時停止、取消し処分があった場合は、航空協会会長はライセンスの交付および再交付申請を拒否することができる。

- A. 4条に定めるライセンスの一時停止を受けた者は、停止期間終了（最長2年）まで、全ての種目のライセンスを取得できない。
- B. 4条に定めるライセンスの取消しを受けた者は、航空協会会長が取消しを決定し、FAI に対して報告を行った日から最短3年間全ての種目のライセンスを取得できない。航空協会会長は取消しに到った経緯を勘案し、個々のケースで交付制限期間を3年以上に決定できる。

6. 航空協会事務手続

6-1 登録管理

航空協会はライセンスの交付年月日、ライセンス番号、氏名、有効期限、一時停止・取消し処分履歴、その他必要事項をライセンスデータベースに登録し管理する。

- A. ライセンス番号はFAI スポーツ規程（総則・各種目細則）に定められた種目（クラスレター）毎に付与する。
- B. ライセンス番号は①-②③④⑤の配列とし、下記の要領で定める。
 - ①：スポーツ規程に定める種目クラスレター
 - ②③④⑤：クラスレター毎に交付順の一連番号

6-2 FAI への登録

航空協会は有効ライセンス所持者をFAI データベースに登録する。

6-3 業務の委託

本規程に定めるライセンス交付業務は航空協会のみがその権限を持つものであるが、航空協会会長はその配布業務については統括団体に委託することができる。

6-4 周知業務

航空協会はライセンス所持者に最新のFAI スポーツ規程の熟知を図るために和訳版のスポーツ規程総則編を必要に応じて改定しホームページに掲載する。

付則

1. 本規程は2024年10月1日から適用する。

制定：1975年12月22日
改定1：1977年01月01日
改定2：1989年月日不明
改定3：1990年10月12日
改定4：2001年01月01日
改定5：2002年06月10日
改定6：2006年12月27日
改定7：2010年03月31日
改定8：2014年03月31日
改定9：2023年07月01日
改定10：2024年10月01日

以上

添付：第1号様式

| | | |
|---|--|--|
|  | FÉDÉRATION AÉRONAUTIQUE INTERNATIONALE SPORTING LICENCE |  |
| FAI | Class : Aeromodels | <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;">写真 3cm × 2.4cm</div> |
| NAC No. : F-0000 | | |
| FAI ID : 123456 | | |
| Date of issue : 1 May 2018 | | |
| Valid until : 30 April 2023 | | |
| 氏名 (日本語) : 大空 飛行 | | |
| Name : Hiko OZORA | | |
| Date of birth : 1 January 2000 | | |
| Country : JAPAN | | |
| JAPAN AERONAUTIC ASSOCIATION 1-18-1, SHIMBASHI, MINATO-KU, TOKYO, JAPAN | 一般財団法人 日本航空協会 会長 |  |

添付：第2号様式（裏面）

こちらの面は更新・再交付申請の方のみが使用する。

有効な運転免許証
または、
運転経歴証明書のコピーを貼付

貼付したコピーは本人所有の原本に相違ありません。

年 月 日

申請者（署名）

有効な運転免許証、または運転経歴証明書を
所持していない場合は住民票1通を同封する。